



ホームページ

Twitter

JTSU-B

申8号

緊急事態宣言発令を受けての組合員・家族の「いのち」と「生活」と
「健康」を守るために緊急申し入れを行いました！ その1

日本政府は、2021年1月8日から2月7日までの期間で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏1都3県に発令しました。感染者数の高止まりが続き感染爆発の波が地方にも波及しています。京都、大阪、兵庫の関西3府県の知事は9日、緊急事態宣言の再発令を政府に要請しました。9日に行われた全国知事会オンライン会合では、愛知、岐阜、栃木、福岡、三重などの複数の知事も要請に踏み切る可能性に言及しました。

昨年末には京成バスの江戸川営業所で、バス運転手8人と事務員3人の11人が新型コロナウイルスに感染したことが確認され、1人の職員の感染から職場の休憩室や喫煙所、宿泊施設にある脱衣所などを通じて感染が広がった可能性がいわれています。都営地下鉄では、大江戸線の清澄乗務区に所属する運転士の間で1人の感染が判明し、同乗務区に所属する運転士計15名の感染が確認されました。濃厚接触者を含め運転士21人が出勤できなくなり、東京都交通局は大江戸線の運行本数を通常の7割程度に削減しました。

シェイアールバス関東会社は「対策本部指示 19CV-23号」を発出し「感染症対策に伴う追加対策及び再徹底等について」の中で、「全ての勤務箇所において、乗務および運行管理、ならびに乗車券発売・旅客案内等、バスを運行するために最低限必要な出面に従事する業務がない社員は、原則自宅待機とし、勤務認証については免除とする」「本社所属の社員、支店等においても管理者・事務担当者・営業担当者等はテレワークもしくは免除」「不要不急の出張等については原則禁止とし、対外的な打ち合わせについては、極力リモート会議の活用」などを全社員に再周知しました。これまでも取り組んできた自らが「感染しない」「感染させない」対策を強化し、確実性を上げていくことが求められていることは言うまでもありません。しかし個人での感染防止に向けた行動、取り組みだけでは限界がきていることも現実であり、感染防止対策として「いのち」「生活」「健康」を守るためにこれまで以上のより具体的かつ有効な手段を講じていくことが求められています。職場では管理者が社員に対し「マスクが市場に出回り始め、入手が容易になったので会社からのマスクの配布は終了します」「マスクは自分で買ってください」など、交通事業者として耳を疑うことが言われています。

厚生労働省からは、英国からの帰国者で英国や南アフリカなどで見つかっている変異種への感染、更にブラジルからの帰国者からは、英国や南アフリカの型とは異なる新たな変異種が検出されたと発表しました。大型二種免許取得者で、エッセンシャルワーカーのためのエッセンシャルワーカーであるバス業界で働く組合員・社員は、感染者が出たからといって、簡単に交代・置き換えることができるものではなく、感染力が強いとされる変異種への感染多発の影響は計り知れません。

国立感染症研究所・感染症疫学センターが作成した「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学実施要領」による用語の定義では、「濃厚接触者」とは「患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者」「手で触れることが出来る距離(目安として1メートル)で、15分以上の接触があった者」とされており、早急に濃厚接触者と無症状者の特定と健康状態の把握に努めることが極めて重要であり、公共交通機関として地域の安定したバス輸送の確保と、「いのち」を守るために取り組みを講じていくことを求めるため、次のとおり申し入れました。